

招集期日	令和4年3月23日(水)		会議の場所	301会議室
会議の時刻 及び宣告者	開会の時刻	午後3時30分	開会者	教育長
	閉会の時刻	午後4時30分	閉会者	教育長
委員出席状況				
氏名	摘要	氏名	摘要	
秋本文子教育長	出席	平野博之委員	出席	
柿沼拓弥教育長職務代理者	出席	岩崎智子委員	出席	
高瀬賢一委員	出席		傍聴人なし	
議事参与者及び 説明のための出席者	細村学校教育部長	清水生涯学習部長	須永教育総務課長	橋本学校教育課長
	田中学校給食センター所長	今成生涯学習課長	佐藤スポーツ振興課長	根岸図書館長兼郷土資料館長
書記名	教育総務課総務係 横山			
会議事件名	て ん 末			
開会 日程第1 前回会議録の承認	教育総務課長	本日、傍聴人はない。 3月定例教育委員会を開会		
	教育長	教育委員会の会議は公開が原則となっているが、人事に関する案件等について出席委員の3分の2以上の多数で議決した場合は非公開とすることができる。本日の日程の中で報告事項1は非開示情報のため、報告事項2は児童生徒の個人情報を含むため、議案第22号は人事案件のため非公開としてよろしいか。 異議なしの声あり		
	教育長	報告事項1、2及び議案第22号を非公開とする。		
	教育長	2月定例教育委員会の会議録について諮った。 異議なしの声あり		

会議事件名	て ん 末	
<p>日程第2 報告事項1 令和3年度羽生市学力 アップテスト結果につ いて</p> <p>報告事項2 令和4年度羽生市育 英資金・奨学資金給 与生について</p> <p>報告事項3 令和3年度羽生市人権 教育指導者オンライン 研修会の結果について</p>	教育長	2月定例会教育委員会の会議録は、承認された旨宣した。
	教育長	<p>第1回臨時教育委員会の会議録について諮った。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	第1回臨時教育委員会の会議録は、承認された旨宣した。
	教育長	<p>報告事項1及び報告事項2は、会議を非公開とする。</p> <p>(会議非公開)</p> <p>(会議非公開)</p>
	教育長	これより、会議を公開とする。
	生涯学習課長	<p>報告事項3について、生涯学習課長から説明を求めた。</p> <p>市内各団体に所属する参加者が、様々な人権問題に対す る正しい認識と理解を深めることにより人権教育指導者 としての役割を担い、羽生市人権教育の推進を図ることを 目的として開催した。新型コロナウイルス感染拡大防止の</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項4 令和3年度ブックトーク小学校訪問の結果について</p> <p>報告事項5 令和4年度ブックトーク小学校訪問の実施について</p>	<p>教育長</p> <p>図書館長兼郷土資料館長</p>	<p>観点から、オンラインでの実施とした。</p> <p>講座内容は、事前収録した「同和問題について」「LGBT～性の多様性について～」の2講座及び県が作成した動画「私たちはヤングケアラーだった」の視聴である。</p> <p>合計179人からの申し込みがあり、修了者はその内159人、修了者割合は88.8%であった。会場参集型として開催した令和元年度の74.9%と比較すると、13.9ポイントの増加となった。</p> <p>受講者のアンケート結果からは、自分の都合の良い時間帯で視聴することができる、巻き戻して視聴することができるなどを理由として、9割以上がオンラインでの受講を支持していることが分かった。一方で、オンラインでの報告書とアンケートの入力ができなかつたり、メール送信の操作方法が分からなかつたりする受講者がおり、その点については、改善を図っていきたい。</p> <p>また、昨年度は市職員及び市内の教職員を対象としたが、今回はオンライン開催ということで受講者の範囲を広げた。今後更に満足度の高い研修となるよう工夫し、人権教育の推進に努めていく。</p> <p>報告事項4から6について、図書館長兼郷土資料館長から説明を求めた。</p> <p>報告事項4及5については、関連があるため、一括して説明する。</p> <p>ブックトーク小学校訪問は、3年生を対象として、「朝の活動の時間」に図書館職員が教室を訪問しテーマに基づく本の紹介を行い、読書の楽しさを伝える目的で実施している。</p> <p>令和3年度はコロナ禍ではあったが、10校15クラスで実施し、341人が参加した。また、訪問時に持ち込んだ本の団体貸し出しも行っており、合計575冊を貸し出した。学校を訪問した担当職員は、本の紹介や図書館についての話を始めると、子どもたちが夢中になって聞いてくれて、とても嬉しく感じたと話して</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項6 令和3年度蔵書点検 結果について</p>	<p>図書館長兼郷土資料館長</p>	<p>いた。</p> <p>令和4年度の実施予定は、5月から11月にかけて計15日を予定している。各学校は6つの中からテーマを選び、希望の日程を申し込むこととする。</p> <p>令和4年1月6日から2月1日までを作業期間とし、その内、1月24日から2月1日までの9日間を休館し、実施した。</p> <p>点検対象は、書籍等資料185,392点及び視聴覚資料2,540点であり、資料のバーコードを1点ずつ読み込んで台帳と照合し、合わせて書架整理も行った。</p> <p>その結果、所蔵資料62点が所在不明であることが判明した。不明図書については、翌年度以降の蔵書点検で発見される場合もあるが、3年以上経過しても見つからないものは、基準に基づき除籍処理を行う。</p> <p>今年度は、平成30年度から3年連続で不明となった資料111点を除籍する。</p>
<p>報告事項7 その他</p>	<p>教育長 学校教育課長</p>	<p>その他の報告を求めた。</p> <p>新聞掲載記事について報告する。</p> <p>羽生市教育委員会と埼玉大学教育学部附属小学校との授業改善に関する連携協定の締結について、2月14日の日本教育新聞に掲載された。</p> <p>埼玉県第68回学校歯科保健コンクールで受賞した新郷第一小学校、手子林小学校、羽生北小学校の3校が市長を表敬訪問した記事が、2月24日の埼玉新聞に掲載された。</p> <p>須影小学校における情報活用能力育成の取組の様子が、3月15日と3月23日の日本教育新聞で取り上げられた。昨年度から実施している取組であるが、通常教科において児童1人1台の学習用端末を使用することはもちろん、学級活動の中での活用について、具体的な内容が掲載されている。</p> <p>3月17日の埼玉新聞に、コロナ禍における教育旅行に関する</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>日程第3 協議事項1 令和4年度羽生市教育委員会グランドデザイン及び教育行政重点施策(案)について</p>		<p>新郷第二小学校の取組が掲載された。2度の延期を経て、感染状況を見極め、5年生と6年生の社会科見学を実施した。コロナ禍にもかかわらず、校外学習で成果を上げたという内容である。</p> <p>玩具大手のバンダイスピリッツの提供により、羽生北小学校において児童がプラモデル作りの体験を通じ、廃プラスチックのリサイクルなど、SDG sの取組に繋がる学習をした様子が、3月18日の埼玉よみうりに掲載された。</p>
	教育長	<p>報告事項3から7について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>報告事項3から7については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>協議事項1について、教育総務課長から説明を求めた。</p>
	教育総務課長	<p>「羽生市教育委員会グランドデザイン」は、第2期羽生市教育振興基本計画に基づき、誰一人取り残さないというSDG sのビジョンも踏まえ作成した。また、併せて同趣旨に基づき「学校教育部グランドデザイン」、「生涯学習部グランドデザイン」、「羽生市教育行政重点施策」、「学力向上グランドデザイン」、「学力向上重点7」を作成したものである。本案については、先に開催された羽生市総合教育会議において協議し、了承を得ていることを申し添える。</p>
教育長	<p>協議事項1について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>	

会議事件名	て ん 末	
<p>協議事項2 史跡永明寺古墳保存 活用計画の改定につ いて</p>	教育長	協議事項1については、よろしいか。
		異議なしの声あり
	教育長	協議事項1は、承認された旨宣した。
	教育長	協議事項2について、生涯学習課長から説明を求めた。
	生涯学習課長	<p>本計画は、県指定史跡永明寺古墳を適切に保存しながら活用を図っていくため、令和2年5月に策定した。今回示す案は、現行計画の一部を改定するものである。</p> <p>県指定の史跡は3つの区分があり、I-A区は古墳の墳丘があり、お堂や文殊堂などが建っている。I-B区は墳丘の周囲20メートルから30メートルの幅で、堀が巡っていることが判明し、この区域には本堂や客殿が建っている。I-C区には住宅が建っている。史跡として指定されている区域にある既存建物は、今後老朽化などにより増改築が必要になることが想定されるため、それが可能となるよう計画を改定する。</p>
	教育長	<p>協議事項2について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>協議事項2については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	協議事項2は、承認された旨宣した。
	教育長	協議事項3について、教育総務課長から説明を求めた。

会議事件名	て ん 末	
<p>協議事項3 羽生市立小・中学校における感染症対策等支援交付金交付要綱(案)</p>	<p>教育総務課長</p>	<p>本要綱は、学校における感染症対策を強化するために必要な保健衛生用品の購入や、児童生徒の学習保障のための経費について、学校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、小中学校に対し交付金を交付することについて必要な事項を定めるものである。</p> <p>この交付金は、国の補助金を活用して交付するものである。交付金額は、児童生徒数300人以下である新郷第一小学校、新郷第二小学校、川俣小学校、井泉小学校、三田ヶ谷小学校、村君小学校、羽生南小学校の7校が、1校あたり満額の90万円、それ以外の学校が、1校あたり満額の135万円である。</p>
<p>協議事項4 羽生市申請手続等における押印の廃止に伴う関係規則の一部を改正する規則(案)</p>	<p>教育総務課長</p>	<p>羽生市における「押印の見直し方針」の一部が改正され、補助金関係書類等について押印廃止の対象となったため、羽生市奨学資金給与条例施行規則及び羽生市入学準備金貸付条例施行規則について、申請書様式の押印を不要とする等の改正を行うものである。</p>
	<p>教育長</p>	<p>協議事項3について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	<p>教育長</p>	<p>協議事項3については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	<p>教育長</p>	<p>協議事項3は、承認された旨宣した。</p>
	<p>教育長</p>	<p>協議事項4について、教育総務課長から説明を求めた。</p>
	<p>教育長</p>	<p>協議事項4について、質問・意見を求めた。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>協議事項5 羽生市申請手続等における押印の廃止に伴う関係告示の一部を改正する告示(案)</p>	教育長	<p>特になし</p> <p>協議事項4については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>協議事項4は、承認された旨宣した。</p>
	教育長	<p>協議事項5について、教育総務課長から説明を求めた。</p>
	教育総務課長	<p>協議事項4と同様、「押印の見直し方針」の改正により、補助金関係書類等について押印廃止の対象となったため、羽生市就学援助費支給要綱他、合計25の補助金等の要綱について、申請書様式の押印を不要とする等の改正を行うものである。</p>
	教育長	<p>協議事項5について、質問・意見を求めた。</p>
	平野委員	<p>今までの慣例から、「印」の表示が無くても印を押してしまうことがあるかもしれないが、押印した場合、申請は無効になってしまうか。</p>
	教育総務課長	<p>無効にはならない。</p>
	教育長	<p>協議事項5については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>協議事項5は、承認された旨宣した。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>協議事項6 羽生市アドバンススクール事業交付金交付要綱を廃止する要綱(案)</p>	教育長	協議事項6について、学校教育課長から説明を求めた。
	学校教育課長	<p>この要綱は、平成24年度に制定された羽生市教育委員会が設定したテーマに基づき、各学校が最先端の教育活動を研究開発する事業の交付金手続きを行う要綱である。</p> <p>しかしながら、平成29年度以降、当交付金の実績が無く、今後も事業の実施見込みもないため、要綱を廃止するものである。</p>
<p>日程第4 議案第5号 羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針の決定について</p>	教育長	<p>協議事項6について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>協議事項6については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	協議事項6は、承認された旨宣した。
	教育長	<p>議案第5号について、教育総務課長から説明を求めた。</p>
	教育総務課長	<p>羽生市教育委員会としては、将来の子どもたちのためによりよい教育環境を整えるため、学校再編成は必要であると考えていることから、羽生市立学校適正規模審議会の答申の通り、基本方針を決定したい。</p> <p>今後は、教育委員の皆様いただいた御意見、各方面からいただいた御意見を基に、市民に対し丁寧に説明を尽くし、子どもたちのための学校適正規模・適正配置に取り組んでいきたいと考えている。</p>
	教育長	議案第5号について、質問・意見を求めた。

会議事件名	て ん 末	
議案第6号 羽生市立小・中学校 医療的ケア看護職員 配置要綱	教育長	<p>特になし</p> <p>議案第5号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第5号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第6号について、学校教育課長から説明を求めた。</p>
	学校教育課長	<p>令和3年9月18日に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行となり、学校設置者がその設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有することとなったため、学校に医療的ケア看護職員を配置するための要綱を整備するものである。</p> <p>医療的ケア看護職員の職務は、学校管理下で行う医療的ケア、医療的ケアの実施状況の記録及び校長への報告、医療的ケアに関する資料の収集や整理などである。勤務日は、学校の課業日で、勤務時間は1日7時間45分以内としている。</p> <p>令和4年度は、市内の学校に2名の医療的ケアが必要な児童・生徒がいるため、該当校に医療的ケア看護職員を配置し、1日2時間、週5日間の勤務を予定している。</p>
	教育長	<p>議案第6号について、質問・意見を求めた。</p>
	高瀬委員	<p>令和4年度から該当する子どもが2名になるということか。</p>
	学校教育課長	<p>その通りである。1名が小学生、もう1名が中学生である。</p>

会議事件名	て ん 末	
議案第7号 羽生市立小・中学校 医療的ケア実施要綱	教育長	議案第6号については、よろしいか。 異議なしの声あり
	教育長	議案第6号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第7号について、学校教育課長から説明を求めた。
	学校教育課長	医療的ケアを必要とする児童・生徒が通学する学校に、医療的ケア看護職員を必要に応じて配置し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう支援するため、要綱を整備するものである。 対象となる医療的ケアの範囲は、たんの吸引、導尿等で、主治医が学校において医療的ケア看護職員が医療的ケアを行うことに支障がないと認めたものとする。その他、保護者は、医療的ケアの実施において、学校に対し協力することとし、校内体制として医療的ケア看護職員、保護者、主治医、学校医、医療機関等との連絡体制を整備することなどを定めている。
	教育長	議案第7号について、質問・意見を求めた。
	平野委員	今まで、これに代わる制度はなく、今回新たに制定したものであるか。
	学校教育課長	その通りである。
	教育長	議案第7号については、よろしいか。 異議なしの声あり

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第8号 羽生市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則</p>	教育長	議案第7号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第8号について、教育総務課長から説明を求めた。
	教育総務課長	令和4年4月1日より民法の一部を改正する法律が施行され、成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられることに伴い、本規則に規定している生涯学習課の事務分掌の「成人式に関すること。」を「二十歳の集いに関すること。」に改めるものである。
	教育長	議案第8号について、質問・意見を求めた。 特になし
	教育長	議案第8号については、よろしいか。 異議なしの声あり
	教育長	議案第8号は、可決された旨宣した。
<p>議案第9号 羽生市育英資金給与条例施行規則の一部を改正する規則</p>	学校教育課長	性的少数者の人権擁護の観点から、令和3年7月に策定した「各種申請書等の性別記載欄に関する見直し方針」により、申請書様式の性別について記載する部分を削除するものである。
	教育長	議案第9号について、質問・意見を求めた。 特になし

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第10号 羽生市放課後子ども 教室事業実施要綱の 一部を改正する要綱</p>	教育長	<p>議案第9号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第9号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第10号について、生涯学習課長から説明を求めた。</p>
	生涯学習課長	<p>議案第9号と同様に、性的少数者の人権擁護の観点から、令和3年7月に策定した「各種申請書等の性別記載欄に関する見直し方針」により、申請書様式の性別について記載する部分を削除するものである。</p>
	教育長	<p>議案第10号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第10号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第10号は、可決された旨宣した。</p>
<p>議案第11号 羽生市立小・中学校 体育施設の使用に関 する条例施行規則の 一部を改正する規則</p>	教育長	<p>議案第11号について、スポーツ振興課長から説明を求めた。</p>
	スポーツ振興課長	<p>議案第9号及び議案第10号と同様に、性的少数者の人権擁護の観点から、令和3年7月に策定した「各種申請書等の性別記載欄に関する見直し方針」により、申請書様式の性別について記載する部分を削除するものである。</p>

会議事件名	て ん 末	
議案第12号 令和4年度羽生市国際 化推進員の任命について	教育長	議案第11号について、質問・意見を求めた。 特になし
	教育長	議案第11号については、よろしいか。 異議なしの声あり
	教育長	議案第11号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第12号について、学校教育課長から説明を求めた。
	学校教育課長	対象者を再任で、羽生市国際化推進員に任命することについて、議決を求めるものである。 任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間である。
	教育長	議案第12号について、質問・意見を求めた。 特になし
	教育長	議案第12号については、よろしいか。 異議なしの声あり
	教育長	議案第12号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第13号について、学校教育課長から説明を求めた。

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第13号 令和4年度羽生市教育 研修センター所長の 任命について</p>	<p>学校教育課長</p>	<p>対象者を新任で、羽生市教育研修センター所長に任命することについて、議決を求めるものである。対象者は、令和3年3月31日に小学校長を退職後、埼玉県立総合教育センターで電話相談員として尽力してきた。 任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間である。</p>
<p>議案第14号 令和4年度羽生市スク ールソーシャルワーカ ー教育相談員の任命に ついて</p>	<p>教育長</p>	<p>議案第13号について、質問・意見を求めた。 特になし</p>
	<p>教育長</p>	<p>議案第13号については、よろしいか。 異議なしの声あり</p>
	<p>教育長</p>	<p>議案第13号は、可決された旨宣した。</p>
	<p>教育長</p>	<p>議案第14号について、学校教育課長から説明を求めた。</p>
	<p>学校教育課長</p>	<p>対象者2名をいずれも再任で、羽生市スクールソーシャルワーカー教育相談員に任命することについて、議決を求めるものである。 任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間である。</p>
	<p>教育長</p>	<p>議案第14号について、質問・意見を求めた。 特になし</p>
	<p>教育長</p>	<p>議案第14号については、よろしいか。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第15号 令和4年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について</p>	教育長	<p>異議なしの声あり</p> <p>議案第14号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第15号について、学校教育課長から説明を求めた。</p>
	学校教育課長	<p>市内各小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについて、議決を求めるものである。対象者の内、学校医1名と学校歯科医1名は新任、他は再任である。</p> <p>任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間である。</p>
	教育長	<p>議案第15号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第15号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第15号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第16号は、委員の一身上に関する議案であるため、平野委員の退席を求める。</p> <p>(平野委員 退室)</p>
	教育長	<p>議案第16号について、学校教育課長から説明を求めた。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第17号 令和4年度羽生市集 会所指導員の任命に ついて</p>	学校教育課長	<p>羽生北小学校及び川俣小学校の学校医を委嘱することについて、議決を求めるものである。対象者は再任である。 任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間である。</p>
	教育長	<p>議案第16号について、質問・意見を求めた。 特になし</p>
	教育長	<p>議案第16号については、よろしいか。 異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第16号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>平野委員の入室を認める。 (平野委員 入室)</p>
	教育長	<p>議案第17号について、生涯学習課長から説明を求めた。</p>
	生涯学習課長	<p>対象者を新任で、羽生市集会所指導員に任命することについて、議決を求めるものである。対象者は、近隣自治体の職員としての在職中に、公民館勤務や集会所での事業、人権教育などに携わり、豊富な知識のある人物である。 任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間である。</p>
	教育長	<p>議案第17号について、質問・意見を求めた。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第18号 令和4年度社会教育 指導員の任命について</p> <p>議案第19号 令和4年度羽生市公民 館長の任命について</p>	教育長	<p>特になし</p> <p>議案第17号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第17号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第18号について、生涯学習課長から説明を求めた。</p>
	生涯学習課長	<p>対象者を再任で、社会教育指導員に任命することについて、議決を求めるものである。</p> <p>任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間である。</p>
	教育長	<p>議案第18号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第18号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第18号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第19号について、生涯学習課長から説明を求めた。</p>
	生涯学習課長	<p>市内全9館の公民館館長を任命することについて、議決を求めるものである。三田ヶ谷公民館は新任、他の公民館は再任である。</p>

会議事件名	て ん 末	
議案第20号 羽生市スポーツ推進委員の委嘱について		任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間である。
	教育長	議案第19号について、質問・意見を求めた。 特になし
	教育長	議案第19号については、よろしいか。 異議なしの声あり
	教育長	議案第19号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第20号について、スポーツ振興課長から説明を求めた。
	スポーツ振興課長	スポーツ推進委員の委嘱について、議決を求めるものである。対象者は、各地区から推薦された18名、小中学校体育連盟から推薦された2名、教育委員会が推薦する13名の計33名である。その内、4名が新任、29名が再任である。 任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間である。
	教育長	議案第20号について、質問・意見を求めた。 特になし
	教育長	議案第20号については、よろしいか。 異議なしの声あり
	教育長	議案第20号は、可決された旨宣した。

